

○高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付要項

平成 2 4 年 4 月 1 8 日 告示第 4 5 号

令和 3 年 4 月 1 日 告示第 3 9 号

令和 7 年 3 月 3 1 日 告示第 2 7 号

高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、地震発生時における既存木造住宅の倒壊等を防止するため、耐震改修工事及び耐震診断により、耐震改修が必要であると診断された既存木造住宅の建替え工事（以下、「耐震建替え工事」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で高萩市木造住宅耐震化促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、高萩市補助金等交付規則（平成 1 9 年規則第 1 9 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助事業 この要項に基づき補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- (2) 既存木造住宅 建築確認を昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に受けて建築した建築物であって、地上階数が 2 以下の戸建ての住宅（兼用住宅を含む。）をいう。
- (3) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会が発行する木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）（以下「木造住宅の耐震診断と補

強方法（改訂版）」という。）に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する1級建築士及び同条第3項に規定する2級建築士（以下「建築士」という。）が一般診断法（外観による目視調査等を行うことにより、耐震補強の必要性の有無を概算的に判断する方法をいう。）により評価する診断をいう。

- (4) 耐震改修設計 木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）に基づき、建築士が、その耐震性を向上させるために作成する改修計画及び実施設計をいう。
- (5) 耐震改修工事 耐震改修設計に基づき、基礎の補強並びに土台、柱、筋交い、はり、壁等の補強及び改修を行う工事をいう。
- (6) 上部構造評点 外力に対し保有する耐力の安全率に相当する評価点数であって、対象住宅の各階及び各方向について算出し、当該算出した数値のうち最も小さい数値をいう。
- (7) 耐震建替え工事 耐震診断により、耐震改修が必要であると診断された既存木造住宅を除却し、建替え前の住宅と同一敷地内（同一敷地内であると認められる場合を含む。）に新たに一戸建て住宅を建築するものをいう。

（補助対象建築物）

第3条 この要項の規定による補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する市内の既存木造住宅とする。

- (1) 在来軸組構法、桝組壁工法で建築された建築物であること。

- (2) 建築物の延べ面積が30平方メートル以上であること。
- (3) 兼用住宅にあっては、住宅以外の用途に供する部分の床面積が当該兼用住宅全体の床面積の半分を超えないものであること。
- (4) 耐震改修設計を行う場合にあっては、耐震診断における上部構造評点が1.0未満の住宅であること。
- (5) 耐震改修工事を行う場合にあっては、耐震改修設計の際に行う診断における上部構造評点が0.3以上増加し、かつ、増加後の上部構造評点が1.0以上となる住宅であること。
- (6) 耐震改修工事及び耐震建替え工事を行う場合にあっては、建築士が工事監理者として工事監理するものであること。

(補助対象者)

第4条 この要項の規定による補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物を所有（共有も含む。）する個人若しくは当該所有者の2親等以内の親族で自己の居住の用に供するために耐震改修工事又は耐震建替え工事を行うこと若しくは補助対象建築物を所有する個人の同意を得て当該建築物に居住するために耐震改修工事を行うこと。
- (2) 申請日現在において市税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第4条の2 この要項の規定による補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる費用とする。

区分	補助対象経費
耐震改修工事	補助対象建築物の耐震改修設計（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用、耐震改修工事費の見積り作成に要する費用及び工事監理に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用（少なくとも耐震改修工事に要する費用を含む場合に限る。耐震改修工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。）
耐震建替え工事	補助対象建築物の耐震建替え工事の設計（耐震建替え工事費の見積り作成に要する費用及び耐震建替え工事の工事監理に要する費用を含む。）及び耐震建替え工事に要する費用（少なくとも耐震建替え工事に要する費用を含む場合に限る。耐震建替え工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。）

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、耐震改修工事及び耐震建替え工事に要する費用の5分の4以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）又は115万円のいずれか低い方の額とする。

2 前項の規定にかかわらず、兼用住宅における耐震改修工事又は耐

震建替え工事に係る費用は、住居の用に供する部分の床面積を兼用住宅の床面積で除した数に、当該工事に要する費用の額を乗じて得た額とする。

3 補助金の交付は、補助対象建築物 1 棟につき 1 回とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付申請書兼市税納付状況等調査・確認同意書（様式第 1 号）に別表に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条第 1 項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付決定通知書（様式第 2 号）又は高萩市木造住宅耐震化促進補助金申請却下通知書（様式第 3 号）により当該申請者に通知するものとする。

(契約締結及び事業着手)

第 7 条の 2 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、前条の規定による交付決定の通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。ただし、耐震改修工事に関する契約は、第 9 条第 3 項の耐震改修設計完了確認通知を受けた後に行うこととすることができる。

(事業の変更又は中止)

第8条 交付決定者は、当該決定に係る事業の内容を変更し、又は中止するときは、高萩市木造住宅耐震化促進事業変更（中止）申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、高萩市木造住宅耐震化促進事業変更（中止）承認通知書（様式第5号）又は高萩市木造住宅耐震化促進事業変更（中止）不承認通知書（様式第6号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(完了期日の変更)

第8条の2 交付決定者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想されるときは、速やかに高萩市木造住宅耐震化促進事業完了期日変更報告書（様式第7号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第8条の3 交付決定者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならない。

(状況報告)

第8条の4 交付決定者は、補助事業の遂行状況に関し市長の要請があったときは、速やかに市長へ報告しなければならない。

(遂行命令)

第8条の5 市長は、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い適切に遂行されていないと認めるときは、交付決定者に対し、当該補助事業を適切に遂行すべきことを命ずることが

できる。

（耐震改修工事に係る耐震改修設計完了の報告）

第9条 耐震改修工事の補助対象となる者は、補助対象となる既存木造住宅の耐震改修設計が完了したときは、速やかに高萩市木造住宅耐震化促進事業耐震改修設計完了報告（及び耐震化促進事業変更申請）書（様式第8号）に別表に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、補助金の交付決定額又は補助事業の内容を変更しようとするときは、同項の申請書に変更の内容の分かる書類を添えて、市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

3 市長は、提出された第1項の報告書及び前項の申請書の内容を審査し、その結果を高萩市木造住宅耐震化促進事業耐震改修設計完了確認（及び耐震化促進事業変更承認）通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（耐震改修工事の着工）

第9条の2 耐震改修工事の交付決定者は、前条第3項の規定による通知を受けた後、耐震改修工事に着工するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、耐震改修工事又は耐震建替え工事が完了したときは、高萩市木造住宅耐震化促進事業実績報告書（様式第10号）に別表に定める書類を添えて、当該年度の2月末日までに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 1 1 条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、当該報告に係る耐震改修工事又は耐震建替え工事の内容が交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付額確定通知書（様式第 1 1 号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第 1 2 条 交付決定者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付請求書（様式第 1 2 号）により補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 1 3 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) その他交付決定の内容及びこれに付した条件に違反し、又は従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、高萩市木造住宅耐震化促進補助金交付決定取消通知書（様式第 1 3 号）により当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 1 4 条 市長は、前条第 1 項の規定により交付決定を取り消した場

合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により返還を命ずるときは、高萩市木造住宅耐震化促進補助金返還命令書（様式第14号）により行うものとする。

（関係書類の管理）

第15条 交付決定者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 交付決定者は、市長が必要と認め指示するときは、前項の書類を提示しなければならない。

（完了後の報告等）

第16条 市長は、補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る住宅について調査し、又は交付決定者に対して報告を求めることができる。

（その他）

第17条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 6 条、第 9 条、第10条関係）

関係条項	補助対象事業	
	耐震改修工事	建替え工事
第 6 条 （交付申請）	（添付書類） ア 補助対象事業実施計画書（耐震改修工事） （様式第 1 号の 2） イ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し ウ 補助対象住宅に共有者がいる場合又は補助対象住宅の所有者の同意がいたる場合は、高萩市木造住宅耐震化促進事業承諾書（様式第 1 号の 4）	（添付書類） ア 補助対象事業実施計画書（耐震建替え工事） （様式第 1 号の 3） イ 補助対象経費が確認できる書類（見積書等）の写し ウ 補助対象住宅に共有者がいる場合は、高萩市木造住宅耐震化促進事業承諾書（様式第 1 号の 4） エ 当該住宅の建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日が分かるもの

	エ 当該住宅の建築確認 済証の写し又は当該住 宅の建築年月日が分か るもの オ 耐震診断結果報告書 の写し カ 工程表 キ 現況の各階平面図 ク 耐震改修設計の内容 を確認できる図書 ケ 現況写真（外観写真 2方向以上） （オ～ケは、耐震改修工 事のみを補助対象とす る場合） コ その他市長が必要と 認める書類	オ 耐震診断結果報告書の 写し カ 工程表 キ 現況の各階平面図 ク 耐震建替え工事の設計 の内容を確認できる書類 （建築基準法（昭和25年 法律第201号）第6条第 1項又は第6条の2第1 項に規定する確認済証の 写し） ケ 現況写真（外観写真2 方向以上） コ その他市長が必要と認 める書類
第9条 （耐震改 修設計完 了の報 告）	（添付書類） ア 耐震改修設計に係る 契約書の写し イ 現況の各階平面図 ウ 補強計画及び設計図書	

	エ 耐震改修工事の見積書 オ 工程表 カ 現況写真（外観写真 2方向以上） キ 耐震診断結果報告書 の写し ク その他市長が必要と 認める書類	
第10条 （実績報告）	（添付書類） ア 耐震改修工事に係る 契約書の写し イ 工事監理報告書の写し ウ 工事写真 エ 補助対象事業に係る 領収書の写し オ その他市長が必要と 認める書類	（添付書類） ア 補助対象事業に係る契 約書の写し イ 建築基準法第7条第5 項又は第7条の2第5項 に規定する検査済証の写 し ウ 工事監理報告書の写し エ 工事写真 オ 補助対象事業に係る領 収書の写し カ その他市長が必要と認 める書類